

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案に対する修正案

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第三十五条」を「第三十四条」に、「第三十六条」を「第三十五条」に、「第三十九条」に、「第

四節 異議申立て（第四十二条 第四十四条）」を「第四節 異議申立て（第四十条 第四十二条）」に、

「第四十五条 第四十九条」を「第四十四条 第四十八条」に、「第五十条」を「第四十九条」に改める。

第一条中「利用が」の下に「著しく」を、「かんがみ」の下に「、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利につき定めるほか」を加え、「独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、」を「個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することその他の」に改める。

第二十条を削る。

第十九条第一項ただし書中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十条とする。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内（前項の規定により開示決定等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで）に開示決定等がなされないときは、前条第二項の決定があつたものとみなすことができる。

第十八条第一項ただし書中「第四条第二号」を「第五条第二号」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第一号中「開示請求者（第十二条第二項）」を「第十三条第二項」に、「にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。」を「において当該本人」に改め、同条第二号中「開示請求者以外の個人に」を「開示請求者（第十三条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）以外の個人に」に改め、同条第四号中「おそれ」を「こと」に、「ある」を「明らかである」に改め、同条第五号中「開示することにより、次に

掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」を「次に掲げる」に改め、同号イ中「国の」を「開示することにより、国の」に、「害されるおそれ」を「害されること」に、「損なわれるおそれ」を「損なわれること」に、「被るおそれ」を「被ることが明らかであるもの」に改め、同号ロ中「犯罪」を「開示することにより、犯罪」に、「おそれ」を「ことが明らかであるもの」に改め、同号ハ中「関し」の下に「、開示することにより」を加え、「おそれ又は」を「こと又は」に、「発見を困難にするおそれ」を「発見を困難にすることが明らかであるもの」に改め、同号ニからトまでの規定中「関し」の下に「、開示することにより」を加え、「おそれ」を「ことが明らかであるもの」に改め、同号トの次に次のように加え、同条を第十五条とする。

チ イからトまでに掲げるもののほか、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが明らかであるものは

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条の見出しを削り、同条第一項中「第三項」を「以下この条及び第五十二条」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第三十六条第一項ただし書」を「第三十五条第一項ただし書」に改め、

同号を同項第九号とし、同項第七号中「第三十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「以下この条」を「次号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「項目（以下この条）」を「項目（第五項）」に改め、「次項第七号において同じ。」「及び」（以下この条において「記録範囲」という。）を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 個人情報ファイルを利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供する場合には、当該利用目的以外の目的

第十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び前二項」を加え、「同項第五号若しくは第六号」を「第一項第六号若しくは第七号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、第三章中同条を第十二条とする。

2 個人情報ファイル簿は、独立行政法人等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 独立行政法人等は、個人情報ファイル簿を作成した後、新たに個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しなければならない。

4 独立行政法人等は、個人情報ファイル簿に記載した事項を変更したときは、直ちに、個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

第二章中第十条を第十一条とする。

第九条第二項第二号中「について相当な理由のある」を「ができなければ当該業務の円滑な遂行に著しい支障が生じる」に改め、同項第三号中「について相当な理由のある」を「ができなければ当該事務又は業務の円滑な遂行に著しい支障が生じる」に改め、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 独立行政法人等は、前項第二号から第四号までの規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供しようとするときは、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

4 独立行政法人等は、前項ただし書の規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、情報公開・個人情報保護審査会にその旨を報告しなければならない。

5 独立行政法人等は、第二項第二号から第四号までの規定に基づき、保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、政令で定めるところにより、利用目的以外の目的、当該利用又は提供の理由その他政令で定める事項を記録しておかなければならない。

第九条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

8 独立行政法人等は、利用目的が異なる二以上の第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルを電子計算機を用いて照合し、又は結合することが個人の権利利益を侵害するおそれがあることに配慮しなければならない。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「必要な」の下に「次に掲げる措置その他の」を加え、同項に次の各号を加え、同条を第八条とする。

一 保有個人情報取扱いに関する業務の実施状況についての定期的な監査の実施

二 職員の研修の実施

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条各号列記以外の部分中「第五十二条」を「第五十一条」に改め、「利用目的を」の下に「書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて政令で定めるものをいう。）により」を加え、同条第三号中「遂行に」の下に「著しい」を加え、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二章中第四条の前に次の一条を加える。

（特に慎重な取扱いを要する個人情報）

第三条 独立行政法人等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次に掲げる事項を含む個人情報（公知であるものを除く。）を取り扱ってはならない。

- 一 思想及び信条に関する事項
- 二 医療に関する事項
- 三 福祉に係る給付に関する事項
- 四 犯罪の経歴に関する事項
- 五 人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命又は身体の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 法令上の義務の履行のために必要な場合その他これに準ずる正当な理由がある場合

3 独立行政法人等は、前項第二号又は第三号の規定に基づき、個人情報を取り扱おうとするときは、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで個人情報を取り扱うことができる。

4 独立行政法人等は、前項ただし書の規定に基づき、個人情報を取り扱ったときは、情報公開・個人情報保護審査会にその旨を報告しなければならない。

5 独立行政法人等は、第二項第二号又は第三号の規定に基づき、個人情報を取り扱ったときは、政令で定めるところにより、当該個人情報の概要、当該個人情報の取扱いの理由その他政令で定める事項を記録しておかなければならない。

第二十一条第三項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第五条」を「第七条」に、「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同項第四号中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に、「第十九条第一項中「第十三条第三項」」を「第二十一条第一項中「第十五条第三項」」に、「独立行政法人等個人情報保護法第十三条第三項」を「独立行政法人等個人情報保護法第十四条第三項」に改める。

第二十三条第一項中「第四十三条及び第四十四条」を「第四十一条及び第四十二条」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二号口」を「第十五条第二号口」に改め、同項第二号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条第三項中「第四十二条及び第四十三条」を「第四十条及び第四十一条」に改める。

第二十四条第四項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十六条第二項中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同項第二号中「第二十一条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

第二十九条中「、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で」を削る。

第三十一条に次の一項を加える。

3 訂正請求者は、第一項に規定する期間内（前項の規定により訂正決定等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで）に訂正決定等がなされないときは、前条第二項の決定があつたものとみなすことができる。

第三十二条を削る。

第三十三条を第三十二条とする。

第三十四条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第三十一条第一項中「第二十八条第三項」」を「第三十二条第一項中「第二十九条第三項」」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十五条を第三十四条とする。

第三十六条第一項第一号中「第三条第二項」を「第三条第一項から第三項までの規定に違反して取扱いがされているとき、第四条第二項」に、「第五条」を「第六条」に、「第九条第一項及び第二項」を「第十条

第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「第九条第一項及び第二項」を「第三条第一項から第三項まで又は第十条第一項から第三項まで」に改め、第四章第三節中同条を第三十五条とする。

第三十七条を第三十六条とする。

第三十八条中「、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」を削り、同条を第三十七条とする。

第三十九条を第三十八条とする。

第四十条第一項中「第三十七条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十九条とする。

3 利用停止請求者は、第一項に規定する期間内（前項の規定により利用停止決定等の期限が通知された場合にあっては当該期限まで）に利用停止決定等がなされないときは、前条第二項の決定があつたものとみなすことができる。

第四十一条を削る。

第四十二条第二項中「除き」の下に「、当該異議申立てがあつた日の翌日から起算して三十日以内に」を

加え、同項第二号中「第四十四条」を「第四十二条」に改め、同条に次の一項を加え、第四章第四節中同条を第四十条とする。

3 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

第四十三条を第四十一条とし、第四十四条を第四十二条とする。

第四章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 訴訟の管轄の特例等

第四十三条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項において「個人情報開示訴訟」という。）については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百二十九号）第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の保有個人情報に係る個人情報開示訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第四十五条中「第四節」の下に「及び第五節」を加え、第五章中同条を第四十四条とする。

第四十六条を第四十五条とし、第四十七条から第四十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第五十条第二号中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、第六章中同条を第四十九条とする。

第五十一条を第五十条とする。

第五十二条中「専らその職務の用以外の用に供する目的で」を削り、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員が、正当な理由がないのに、個人情報ファイル簿に掲載されていない個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（第十二条第五

項の規定により個人情報ファイル簿に掲載されないこととなるものを除く。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を利用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条中「前三条」を「第四十九条から前条まで」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。